

外国人住民とともに暮らす 香川づくりのための基本的考え方

1 基本理念

本計画の考え方を明確にするための基本理念は次のとおりです。

外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、ともにいきいきと安全・安心で豊かな生活を営み、地域で活躍できる香川づくり

基本理念の趣旨

これまで、本県では、県や市町、国際交流協会、国際交流団体などが中心となって、国際交流、国際協力、地域における多文化共生に関する事業を推進してきました。

国際交流事業の主なものとしては、県、市町、教育機関、各種の団体などが実施している外国との友好交流提携、多くの国際交流協会や国際交流団体が中心となって実施している県内在住外国人との交流事業などが挙げられます。

また、国際協力事業の主なものとしては、ラオスやカンボジアなど特定の国に対する民間団体の支援活動や、独立行政法人国際協力機構四国センター（JICA四国）を中心とした官民挙げた幅広い開発途上国への支援などがあります。

さらに、地域における多文化共生事業の主なものとしては、多言語での生活情報の提供や日本語習得機会の提供、外国人住民と日本人住民との相互理解を促進するための交流事業などが挙げられます。

近年は、本県においてもアジア諸国からの技能実習生が増加傾向にあり、技能実習生数が在留外国人数の半数近くを占めていますが、技能実習生と地域社会のさらなる交流を望む意見もあります。

一方、外国人住民の滞在の長期化の傾向がみられ、自治会やPTAなど地域の活動の場でも、外国人住民と何らかの関わりを持つことが日常的になりました。外国人住民アンケート調査や県政モニター調査でもあるように、外国人住民が「ゴミの出し方」や生活習慣の相違などによるトラブルに直面することがあります。また、日本語能力が十分でない外国人住民が労働、医療、福祉、教育など生活の上で重要となる分野で困難に遭遇することがあります。

しかし、支援施策を講じることにより、このような困難を少なくしていくことは可能であり、また、外国人住民と日本人住民の双方がお互いを理解し合えるような場を少しでも多くしていくことによって、トラブルなどを少なくするのみならず、両者がともに地域の活性化に寄与する社会を作ることができます。

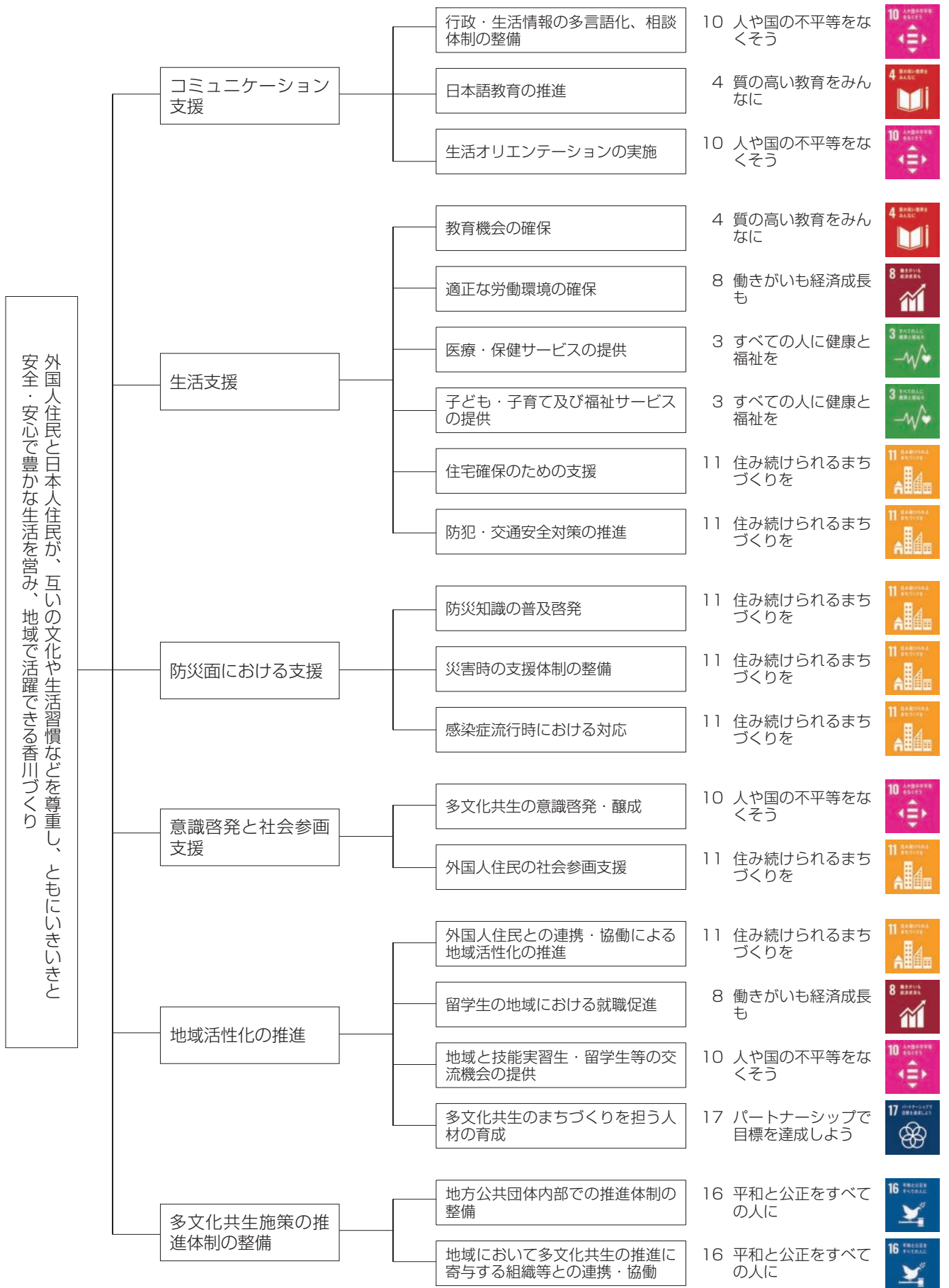
そして、外国人住民と日本人住民がともに安心して暮らせる香川県にしていくためには、お互いが相手の立場を尊重しながら対等で友好的な関係を築き、同じ地域に住む住民としてともに助け合いながら生活していくという姿勢が重要です。

一方、増加を続ける外国人住民は、今後の地域社会を日本人住民とともに支える平等で重要な担い手となることが期待されています。

このようなことから、本プランでは、「かがわ多文化共生推進プラン（仮称）」策定委員会での意見や外国人住民アンケート、県政モニター調査などの結果を踏まえながら「外国人住民と日本人住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、ともにいきいきと安全・安心で豊かな生活を営み、地域で活躍できる香川づくり」を基本理念とし、施策の基本的な考え方を定めています。

基本理念実現のための施策体系

関連するSDGsの17の国際目標の主なもの



SDGsとの関係

SDGs (Sustainable Development Goals) は、平成27 (2015) 年9月、国連サミットにおいて採択された、令和12 (2030) 年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、貧困の解消やジェンダー平等の実現など、17のゴールと169のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」ことを理念に、経済、社会、環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

SDGsの理念や目標は、本プランで多文化共生社会の実現をめざし取り組む各施策と方向性を同じくするものです。



2 施策の基本的な考え方

(1) コミュニケーション支援のための考え方

近年、県内における外国人住民数が増加していることから、教育や医療、福祉などさまざまな分野で外国人住民への対応が求められており、支援する側においても実際のニーズに即応できる専門知識が求められるようになっていきます。

このため、日本語や日本社会の習慣などについての知識や理解が十分でない外国人住民が安心して生活できるよう、行政機関や各種団体、企業などが連携しながら多言語による情報の提供、日本語や日本の社会に関する知識の習得など、外国人住民のコミュニケーション支援に取り組んでいく必要があります。

①行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

日本語を母語としない外国人住民が、本県で安心して生活していくためには、さまざまな媒体を通じて生活情報を多言語で提供することに加え、やさしい日本語※1を広く活用することが必要になってきます。

外国人住民が生活していくうえで最も重要な情報は、在住する市町での育児や教育、保健、あるいはゴミの出し方などの生活・行政サービス情報です。

そのため県、市町、国際交流協会では、必要な情報を多言語で記載した生活ガイドブックの配布やホームページの多言語化を実施していますが、今後は、これらの内容をさらに充実していくとともに、県下の全市町が同様のサービスを提供できるよう県が一定の役割を果たしながら支援していくことも重要です。

そして、官公庁窓口、医療機関、公共交通機関などにおいて、外国人住民が多言語で情報を得やすくするとともに、確実に取得できるような情報発信についての工夫が必要です。これらは行政機関が、企業や関係団体などと協力し、取り組まなければなりません。

特に、災害発生時などの緊急時には、外国語での情報提供が遅れることも予想されますので、大規模災害発生時に設置される香川県災害時多言語支援センターによる円滑な支援、避難所に指定された場所に常備している外国語表示シート※2などの活用や、できるだけやさしい日本語を使用して情報提供することなどが求められます。

あわせて、外国人住民の多くが主な情報入手手段としているホームページやSNSを利用した情報発信については、媒体を拡充していくとともに、新たなデジタル技術の活用が必要になります。

また、外国人住民が本県で生活していくうえで生じるさまざまな問題について気軽に相談できるかがわ外国人相談支援センターの利用を促進し、外国人住民のサポート体制の充実に努める必要があります。

※1 普通の日本語よりも簡単で外国人にもわかりやすい日本語のこと。最近では、英語や中国語といった外国語以外にも、やさしい日本語を多言語の一つとしてとらえる場合もある。

例：「避難所」→避難所<みんな<逃げる<ところ>、「余震」→余震<後<来る地震>

※2 外国人住民に対する円滑な情報提供を支援することを目的として、避難所などで使用する言葉・情報（メッセージ）を多言語で翻訳した文例集のこと。

<多言語表示シート>

(例) 避難所で炊き出しの時間を告知するためのシート。時間を記入すれば、そのまま多言語でのお知らせとして使用することができる。

<p>メッセージ番号 3043 作成年月日: 年 月 日</p> <p>食べるものは__時__分に配ります。</p> <p>たべるものは __じ__ふんに くばります。</p> <p>食物于 __:__ 分发。</p> <p>食物於 __:__ 分發。</p> <p>음식은 __:__ 에 나누어 드립니다。</p> <p>連絡先: 住所 電話 FAX</p>	<p>メッセージ番号 3043 作成年月日: 年 月 日</p> <p>た 食べるものは__時__分に配ります。 じ ぶん くば</p> <p>Food will be distributed at __:__. .</p> <p>Os alimentos serão distribuídos às __:__ h .</p> <p>Se repartirá alimentos a las __:__. .</p> <p>Oras ng pamamahagi ng Pagkain __:__. .</p> <p>連絡先: 住所 電話 FAX</p>
---	---

出典 一般財団法人自治体国際化協会 災害時多言語情報作成ツール

②日本語教育の推進

外国人住民が日本で生活していくうえで、日本語能力を身につけることは、より充実した生活を送るために必要不可欠な要素の一つであり、積極的な学習が求められます。

これまで、外国人住民を対象とした日本語指導については、県国際交流協会や市町国際交流協会、ボランティア団体などが、日本語講座や地域日本語教室などの事業を実施しています。このような日本語学習の場は、同時に外国人住民が日本社会特有の伝統や習慣、決まりごとなどに関する知識を得る手段の一つとしても有効です。

しかし、日本語を学習する機会はまだ不足していることから、地域や職場においてさらに充実させることが求められています。加えて、高度な日本語の習得を望んでいる外国人住民がいることから、上級者向けの日本語学習の機会を設けるなど、外国人住民のニーズに沿った支援も充実させていく必要があります。

また、地域における日本語教育が適切に行われるよう、行政機関、日本語教育を行う機関、外国人などを雇用する事業主、外国人住民の支援団体などの関係者相互間の連携を強化し、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」(文化庁)の活用も検討しながら、体制の整備に取り組むことが重要です。

③生活オリエンテーションの実施

外国人住民が地域で安心して生活を始めるためには、できるだけ早い時期に生活に必要な知識を得ることが重要です。

そのため、外国人住民向けの生活オリエンテーションを実施し、行政情報や日本社会の習慣などについて学習する機会を提供する必要があります。

(2) 生活支援のための考え方

①教育機会の確保

外国人住民アンケート結果によると、子どもの教育についての悩みで、「日本語ができない」、「日本の教育制度や学校の規則などがよくわからない」という回答が多く寄せられています。文部科学省によれば、平成19（2007）年では、日本語指導が必要な外国人児童生徒数は全国で25,411人でしたが、平成30（2018）年には40,755人と約1.6倍に増加しています。その間、外国人児童生徒は全国各地の学校に在籍するようになり、多くの学校や地域でその対応が求められるようになりました。本県においても、平成24（2012）年の66人から平成30（2018）年には143人と2倍以上に増加し、日本語の日常会話が十分にできなかつたり、また日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒がおり、その支援体制の一層の充実が求められています。

また、外国人児童生徒が社会で自立していくためには、日本語学習支援に加えて高校や大学などへの進学指導、就職支援のより積極的な取り組みが必要です。特に、早い段階で外国人児童生徒に、入試情報などを適切に伝達するなど、日本語能力が十分でない、本人やその家族の不安を解消できるようなきめ細やかな配慮が必要です。あわせて、小・中学校において、多文化共生に向けた国際理解や外国人児童生徒に対する理解を促進し、受入体制を整えることが重要です。

さらに、児童生徒だけではなく、その保護者などに対する支援も必要になります。日本語能力が十分でないことや文化的・社会的背景が異なることなどから、日本の教育制度を理解できない保護者もあり、学校と家庭との連携に困難を伴う場合も見られます。そのため、進路に関わることや保護者などに対する日本語能力向上のための学習の機会に関する情報を多言語で提供することが必要になります。

加えて、地域においても外国人児童生徒に対して、継続的に日本語や日本の文化などを学習できる場を設けるなどの取り組みが求められます。

②適正な労働環境の確保

本県においても、外国人材がますます増加する傾向にあり、賃金・労働環境の問題や社会保険未加入問題、不法就労などの問題などが顕在化しています。

外国人住民アンケート結果では、外国人住民が日本で仕事をするうえでの不満として「賃金が安い」、「日本人に比べ待遇が悪い」、「正規雇用職員になれない」という回答が多く寄せられており、外国人材の労働環境に改善の余地があることがうかがえます。

また、外国人住民のうち、「日本人の配偶者」や「定住者」の在留資格を持つ者は、日本での就労に制限がないにもかかわらず、日本語能力が十分でないこともあり、日本の雇用慣行、労働法規などの理解に乏しいことなどから、適正な雇用条件が確保されていない事例も見受けられます。

このため、外国人労働人材関係相談窓口を開設し、県内企業や外国人材からの雇用などに関する相談を受け付けており、今後も広く周知に努め、利用を促進する必要があります。

